

教育民生委員会記録

開会年月日	令和4年12月21日
開会時刻	午前10時44分
閉会時刻	午前10時56分
出席委員名	◎藤原清史 ○辻 孝記 宮崎 誠 中村 功
	楠木宏彦 世古 明 福井輝夫 吉岡勝裕
	品川 幸久 議長
欠席委員名	なし
署名者	宮崎 誠 中村 功
担当書記	野村格也
審査案件	議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号） （教育民生委員会関係分）
	議案第120号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について
説明員	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、保育課長
	ほか関係参与

審査経過

藤原委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、中村委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、本日の本会議において審査付託を受けた「議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、教育民生委員会関係分」及び「議案第120号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を審査し、いずれも原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することで決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時44分

◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。会議録署名者2名は、委員長において宮崎委員、中村委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、休憩前の本会議におきまして教育民生委員会に審査付託を受けました「議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、教育民生委員会関係分」及び「議案第120号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

お諮りいたします。審査の方法については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）（教育民生委員会関係分）】

◎藤原清史委員長

それでは、「議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

議案第119号の補正予算書の10ページをお開きください。款4衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、款4衛生費の審査を終わります。

以上で議案第119号中、教育民生委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第119号 令和4年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第120号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

次に、追加で配付されました議案第120号の議案書をお願いいたします。

「議案第120号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この120号の議案ですけれども、先の国会で民法等の一部が改正されて、先ほど副市長からも説明がありましたけれども、12月16日にこれが公布されたということなんですけれども。現行の民法というのは、明治期につくられた大日本帝国憲法下における旧民法を新憲法の精神に基づいた民法に改めたものと、そこにやはり様々なですね、なお、戦前的な残滓があると思いますけれども、特に家父長制的家族制度、これが色濃く残っていると。そのうちですね、嫡出・非嫡出の差別、それから、親権者の懲戒権、これらがそれぞれ是正されたり、廃止されたりしたわけでありまして。

この議案120号というのは、民法等の一部改正において、懲戒に関する規定、これが削除されたことに伴い、市の保育に係わる条例においても、懲戒権に関する規定を削除するというものなんですけれども。質問なんですけど、国において法律及び省令において懲戒権は削除されたと。このことについてですね、国がどういう問題意識でこの改正を提案し、そしてどんな狙いを持つものであるのかということについて、市としてどのように考えていただいているのかについて伺いたいと思います。

◎藤原清史委員長

保育課長。

●堀川保育課長

先ほどの副市長の説明と同じになるんですけれども、児童虐待の問題が深刻化している社会状況、その背景として、子に対する懲戒権のあり方等に関する社会通念にも変化が生じていることを前提に、児童虐待を正当化する口実を利用されているという指摘のありました親権者の懲戒権を定める民法第 822 条を削除することなどにより、児童虐待は正当な親権の行使とは言えず、許されないことなどを規定上も明確にして、児童虐待の防止を図ろうとするものというふうに認識のほうをしております。以上でございます。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

確かにそうですね、児童虐待、その口実にされてきたということだと思えるんですけれども、ただ、平成 23 年に民法が改正されているんですけど、そのときにもこの懲戒権について議論があったようです。そのときに懲戒権を削除してしまうと、正当なしつけもできなくなるんじゃないかとかこのような議論もあったと思うんですけども、その辺については、どのようにクリアされたのか説明していただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長

保育課長。

●堀川保育課長

今回の民法の改正のほう、いろいろ確認をしておりますと、親権の懲戒権のところは削除されると同時に、民法第 822 条に新たに子の人格の尊重等ということで、新設のほうをされております。それは何かと言いますと、「親権を行う者は、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」というふうに新たに追記をされたということで、それでこの懲戒っていう部分も削除して明確化されたというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

正当なしつけについては、今言われたようなことなんですけれども、その際に、体罰だとかそういう心身に悪影響を与えるようなことはしちゃいけないと、そのことが加筆されて

いるということなんですよ。で、これ、今この保育の現場について、全国的に見ますとですね、しつけとかあるいは指導とかいう名の下に体罰や随分ひどいことも最近報道もされていたりするんですけれども、こういうことを許さないためにもやはり、この懲戒権っていうのは削除するべきなのかなと思うんですけれども、先ほど申し上げたように、正當なしつけ、やっぱりそれは必要だと思うんですよ、やはり子育てにおいてですね。

ただ、これが今のその基準に反しないような正當なものなのか、それともどうなのかという、非常に区別が付きにくい面があると思うんですよ。ちょっとしかった言葉なんかでも心身に影響を与えるっていうこともありますし、それがまさに懲戒してはいけないというなことになるんでね、そういうふうに解釈もできると思うんですけれども。

ただ、本当にこれ、そういう状況をどのように考えるのかって難しいと思うんですけれども。何かそこら辺について何らかの基準みたいなもの、やっぱり難しいと思うんですけど、何かお持ちですか。今のような説明でということではよろしいのでしょうか。

◎藤原清史委員長

保育課長。

●堀川保育課長

保育現場を中心にお話をさせていただきますと、保育現場で子供の監護・教育のほうを適切に行っていくために、児童虐待について、研修のほうを実施のほうをしております。今後も不適切な保育の未然防止に向けて保育士の質の向上という観点も持ちながら、専門的な研修の実施とこども家庭相談センターと連携して、児童虐待防止に向けた啓発のほうも行っていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そうですね、今のような研修などもしていただいでですね、こういう単にこの条例からこの部分を削除したというだけでは十分ではないと思いますので、そこをやっぱりしっかりと知ってもらわなくちゃいけないってことから始まってですね、今のような研修なんかも大事だと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございます。

◎藤原清史委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で議案第 120 号の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第120号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告文の作成については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で審査いただきます案件の審査は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

上記署名する。

令和4年12月21日

委員長

委員

委員